

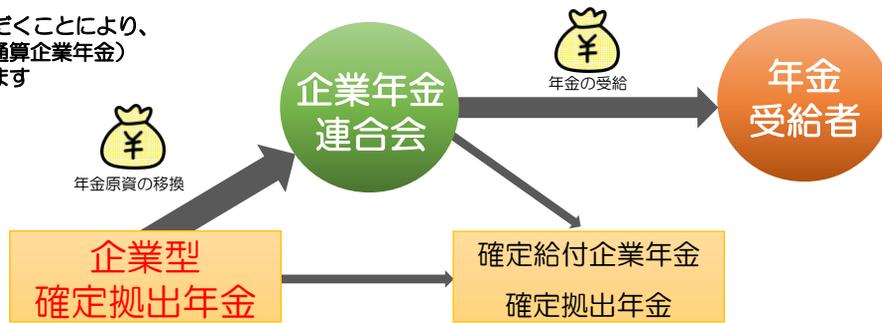
企業型確定拠出年金から

企業年金連合会への個人別管理資産の移換が

令和4年5月1日から可能になりました

【企業年金連合会への個人別管理資産（年金原資）の持ち運び】

個人別管理資産を移換いただくことにより、
将来、生涯に渡って年金（通算企業年金）
としてお受け取りいただけます



- 企業型確定拠出年金から企業年金連合会への個人別管理資産の移換は、以下の場合に行うことができます

令和4年5月1日以降に企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した場合

（60～65歳の規約に定める年齢に達したことにより、企業型確定拠出年金の加入資格を喪失して企業型確定拠出年金運用指図者となる場合を除きます）

- 企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した日の翌月から6ヶ月後の月末までに申出が必要です

〔申出期限を経過した場合には、確定拠出年金法に基づき、個人別管理資産は国民年金基金連合会へ自動的に移換されますので、移換申出ができなくなります〕

申出方法

企業年金連合会に申出

連合会ホームページの
申出入力画面(※)から入力及び
免許証等のコピーを連合会に郵送

どちらでも
申出可能です

記録関連運営管理機関 (RK)に申出

連合会ホームページから
ダウンロードした申出書(※)と
免許証等のコピーをRKに郵送

※申出入力画面及び申出書は連合会ホームページに掲載しています

「企業年金連合会通算企業年金のおすすめ」パンフレットは
連合会ホームページに掲載しています

「企業年金連合会ホームページ」→「通算企業年金のおすすめ」→「通算企業年金の特徴と注意点（終身年金、保証期間あり）」



Pension Fund Association
企業年金連合会

お問い合わせ

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階
企業年金コールセンター



0570-02-2666

※IP電話からは 03-5777-2666

企業年金連合会ホームページ <https://www.pfa.or.jp/>

